



平成26年3月末 決算において 使える優遇税制

※ はじめに

確定申告が終わって早くも1カ月が経ち、会計事務所にとってはその確定申告よりもタフな業務が続く3月決算法人の決算処理が佳境を迎えつつあります。

そんな時期にあるゴールデンウィークは、私どもの業界ではなかなかの曲者で、3月決算ということで通常月よりも業務量が激増するため休日を返上して頑張ってもお客様と連絡が取れず業務が前に進まないということもままあつたりします。巷では最大11連休という話ですが、この業界ではどこ吹く風、夢幻の世界です。

※ ワンポイント解説

適用可能な特別償却・特別控除

近年の税制改正では、目まぐるしく新旧の税制が変更になっています。今年の1月号の記事では、どの税制がいつから適用可能かタイムテーブルを掲載致しました。今回のGuidepostでは、この3月決算で適用可能な税制をピックアップしてお伝え致します。

※ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフコラム

私事ではございますがご報告がございます。

ワンポイント解説

適用可能特別償却・特別控除

平成 25 年度・26 年度と、大幅な改正が発表された税制改正。適用開始時期がバラバラなので、今現在使える税額控除はどれ？というお声を頂きましたので、この 26 年 3 月末決算を迎える会社で適用が見込まれる税額控除・特別償却をまとめてみました。

あくまで要点をピックアップして記載しており、一覧性を重視した作りとなっておりますので、詳細な適用関係や金額的な要件は弊所までお問合せください。

また、各税制紹介の最後の部分に、要点という形でシ

ンプルに説明をしております。説明文が難解かと思いますので、この部分だけでもご確認頂ければと思います。

以下、モデル会社は事業年度が 1 年の 3 月決算法人を前提にしています。

便宜上、平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日までの事業年度を 25 年 3 月期(前期)、平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日を 26 年 3 月期(当期)と呼びます。

使用可能税額控除・特別償却一覧

	青色	※1 中小企業者等				中小企業者等 以外		税額 控除 の 繰越	他税制 との 併用
				資本金 3000 万以下					
		税額控除	特別償却	税額控除	特別償却	税額控除	特別償却		
中小企業等 投資促進税制	すべて 必須	不可	取得価額 × 30%	取得価額 × 7% (法 20%)	取得価額 × 30%	不可	不可	あり	不可
環境関連 投資促進税制		取得価額 × 7% (法 20%)	取得価額 × 30% ※2	取得価額 × 7% (法 20%)	取得価額 × 30% ※2	不可	取得価額 × 30%	あり	不可
雇用促進税制		増加人数 × 20 万円 (法 20%)	—	増加人数 × 20 万円 (法 20%)	—	増加人数 × 20 万円 (法 10%)	—	なし	不可
所得拡大 促進税制		増加給与 × 10% (法 20%)	—	増加給与 × 10% (法 20%)	—	増加給与 × 10% (法 10%)	—	なし	不可

- ※1 中小企業者等とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人をいいます。
ただし、同一の大規模法人に発行済株式総数の2分の1以上を所有されている法人などは除かれます。
- ※2 一定の太陽光発電設備又は風力発電設備は即時全額償却可能。
- ※3 税額控除には必ず控除限度額があります。その事業年度の法人税額のうち数十%が上限となります。表中の(法〇〇%)がそれぞれの上限です。例えば、200万円の設備について中小企業等投資促進税制で税額控除を適用する場合、取得価額の7%の税額控除(200万円×7%=14万円)と計算されますが、その事業年度の法人税額が50万円であれば、50万円の20%である10万円までしか控除できない、ということです。

○ 中小企業等投資促進税制

(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)

新品の機械などの適用対象資産を取得・製作して事業供用した場合に特別償却や特別控除を受けることができる制度です。

〈適用対象資産〉

- 160万円以上の機械装置
- 120万円以上の一定の工具、器具備品
- 70万円以上の一定のソフトウェア
- 車両総重量3.5t以上の貨物自動車

〈注意点〉

- 新品のみ適用されます。中古資産は不可です。
- 26年度税制改正で拡充されることが決定しておりますが、26年3月決算時点ではまだ適用できません。

〈要点〉

当期中に100万円前後の機械や工具、トラックを購入された法人、販売管理システムなどを導入された法人は、とりあえずチェックしてみると適用資産に該当しているかもしれません。事前申請や特別な添付書類も必要ありませんので、確認してみる価値はあるかと思えます。

○ 環境関連投資促進税制(グリーン投資税制)

(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)

新品のエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」といいます。)をして、1年以内に国内において事業供用した場合に特別償却又は税額控除が受けられる制度です。

〈適用対象資産〉

- (1) エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する機械その他の減価償却資産で次に掲げるもの
 - ① 一定の太陽光発電設備又は風力発電設備
 - ② 新エネルギー利用設備等
 - ③ 熱電併給型動力発生設備
 - ④ 二酸化炭素排出抑制設備等
- (2) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもの
 - ⑤ エネルギー使用制御設備

〈注意点〉

以下の場合には適用できません。

- 中古資産の場合
- 上記設備を貸付の用に供した場合
- 電気事業の用に供した場合(一般的に該当しません)

- 国又は地方公共団体の補助金又は給付金などを受けて上記設備を取得した場合

〈必要書類〉

- 上記①の設備については、固定価格買取制度の申請書の写しと経済産業大臣が認定をした旨を証する書類(認定書)の写しの添付が必要です。
- 上記⑤の設備については、その設備が設置された構築物が一定の基準を満たすものであることにつき経済産業大臣が確認した旨を証する書類の添付が必要です。

〈要点〉

目玉としては、なんといっても太陽光発電設備の導入で即時償却が可能な点です。即時償却は平成 27 年 3 月 31 日取得分まで適用可能の予定となっています。

補助金を利用して導入された方は適用できませんので、注意が必要です。

○ 雇用促進税制

(雇用者の数が増加した場合の税額控除)

この制度は、当期末の雇用者の数が前期末の雇用者の数に比して 5 人以上(中小企業者等は 2 人以上)及び 10%以上増加していることについて証明がされるなど一定の場合に、税額控除が認められます。

〈適用要件〉

- ① 前期及び当期に事業主都合による離職をした雇用者及び高年齢雇用者がいないこと
- ② ^注 基準雇用者数が 5 人以上(中小企業者等については 2 人以上)であること

(注) 基準雇用者数は、当期末の雇用者の数から前期末の雇用者の数を引いた数です。言い換えれば、前

期から当期にかけて、何人増えたか、です。上記一覧では「増加人数」と表記しています。

- ③ ^注 基準雇用者割合が 10%以上であること

(注) 基準雇用者割合は、基準雇用者数を前期末の雇用者の数で除した数です。言い換えれば、前期から当期にかけて、何%増えたか、です。前期末における雇用者数が零である場合には、この要件は不要となります。

- ④ ^{注1} 給与等支給額が ^{注2} 比較給与等支給額以上であること

(注1) 給与等支給額とは、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額をいいます。

(注2) 比較給与等支給額とは、次の算式により計算した額をいいます。

$$\text{前期の給与等支給額} + \left[\text{前期の給与等支給額} \times \text{基準雇用者割合} \times 30\% \right]$$

また、適用年度開始の日の前日における雇用者数が零である場合には、次の算式により計算した額が比較給与等の支給額となります。

$$\text{前期の給与等支給額} + \left[\text{前期の給与等支給額} \times 30\% \right]$$

- ⑤ 風俗営業等を営む事業主でないこと。

〈注意点〉

- この制度を受けるためには、事業年度開始の日以後 2 月以内にハローワークへ雇用促進計画を提出しておく必要があります。そこで受理された計画に、期末日後 2 月以内(計画提出後、約 1 年後)に達成状況を記載して再度ハローワークへ提出、確認した旨の記

載を受けます。そしてこの書類を確定申告書に添付します。

- ここに記載する計画と実際の達成状況とは、税制の適用には何の影響もありません。上記の適用要件に沿っていれば、計画には未達であっても適用を受けることができます。
- 雇入れ助成金などを受けている場合には、その金額を給与等支給額から控除して判定します。

〈要点〉

今期の開始 2 ヶ月以内に計画を提出していない事業者様は残念ながら適用できませんが、来期において人を雇う予定があれば来期に適用できるように、この 5 月末までに計画を提出しておくことをお勧めします。計画書はごく簡単に作成でき、達成できなくても何のペナルティもございません。

○ 所得拡大促進税制

従業員に支払う給与等の金額を増やした場合に、その増加額の 10%(中小企業者等は 20%)を法人税額から控除できる制度です。

〈適用要件〉

- ① 給与等支給額が^{注1}基準事業年度の給与等支給額と比較して 5%以上増加していること

(注1) 基準事業年度

平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいいます。モデル会社ですと、25 年 3 月期をいいます。

- ② 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
- ③ ^{注2}平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給

額を下回らないこと

(注2) 平均給与等支給額

$$\frac{\text{給与等支給額} - \text{日雇い労働者に支払った給与等支給額}}{\text{年間の雇用者数} - \text{一年間の日雇い労働者数}}$$

〈注意点〉

- 雇用促進税制との併用はできません。
- 来期(平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度)からは適用要件が緩和されます。当期において現行の要件を満たすことができなかったが、緩和された要件を満たすことができているならば、来期に当期分の税額控除額を上乗せできます。
- 雇用促進税制同様、雇入れ助成金などを受けている場合には、給与等支給額から控除して判定します。

〈要点〉

当期の年間給与総額が前期よりも 5%以上増加していて、日雇い労働者以外の従業員一人当たりの給与額が前期よりも減っていないなければ適用できるということです。

この制度も、事前申請や特別な添付書類が必要なものではありませんので、昨年度よりも給与の総支給額が増えている場合には確認してみる価値はあると思います。

○ まとめ

中小企業等投資促進税制と所得拡大促進税制は、事前申請・特別な添付書類が必要ありませんので、確認だけでもする価値があると思います。また、少しでも気になるものがございましたら弊所までご連絡ください。

今回この決算で適用可能な優遇税制をお伝え致しましたが、現在予定されている税制については、Guidepost1月号に税制適用年度のタイムテーブルを掲載しておりますので、そちらもご確認ください。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 公益財団法人ひょうご活性化センター 登録専門家 公益社団法人東納税協会 記帳指導員		

☆ スタッフコラム ☆

私事ではございますが、この場を借りてご報告させて頂きたいことがございます。実は、先日3月21日に入籍致しました。直接お会いできず誌面にてご報告という形になってしまい申し訳ございません。

ようやく引っ越し作業も終わり、守るべき家族が増えたと実感しております。

家族のためにも今まで以上に頑張ります！（武原）

新居（森之宮）のベランダからの風景

